「利用者向けデジタル活用支援推進事業」の概要

- 総務省は「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)において示された「誰ひとり取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現に向け、デジタル活用支援の推進を図る事業を実施する。
- ・ 高齢者等にはデジタル活用に不安のある方が多く、また、「電子申請ができること自体を知らない」等の理由により オンラインによる行政手続き等の利用は進んでいない。
- こうした状況を踏まえ、民間企業や地方公共団体などと連携し、デジタル活用に不安のある高齢者等の解消に向けて、オンラインによる行政手続きや診療、キャッシュレス決済等の利用方法等に関する講習会を開催する。

(実施イメージ)

国 (総務省)



・デジタル活用支援の 活動に対する補助 (補助率10/10)

携帯ショップの スマホ教室等





デジタル格差解消を図るため、高齢者等の身近な場所で、行政手続きや利用ニーズの高い民間 サービスの利用方法の助言や相談などを実施。

(説明・相談の例)

- ・マイナポータルの使い方
- ・オンラインによる診療や予約等

<事業実施団体(想定)>

- ✓ 携帯キャリア(携帯ショップ)
- ✓ 地元ICT企業
- ✓ 社会福祉協議会
- ✓ シルバー人材センター

•

(参考) 利用者向けデジタル活用支援推進事業における「事業実施団体」の類型

事業実施団体は、以下の2類型

類型A: 携帯キャリアのように、講習会等を行う拠点を全国に有している全国展開型

類型B: 地方公共団体と連携して、公民館等の公共的な場所で実施する地域連携型

類型A 全国展開型



- ✓ 既に講習会等を行う拠点を全国に有しており、 当該拠点で支援を実施する主体 (携帯キャリア・携帯ショップを想定)
- ✓ 地方自治体等から支援員の派遣を依頼された 場合には、可能な範囲で対応することも想定

類型B 地域連携型



- ✓ 地方公共団体と連携して、公民館等の公共的な場所で支援を実施する主体(地元ICT企業、社会福祉協議会、シルバー人材センター等を想定)
- ✓ 地域の多様な人材の活用を想定し、コミュニティの 形成等にも貢献